

調布市立染地小学校施設整備検討委員会設置要綱

令和6年8月5日教育委員会要綱第9号

第1 設置

調布市立染地小学校（以下「染地小学校」という。）の施設整備に伴い、調布市教育委員会が策定する施設整備に係る基本構想（以下「基本構想」という。）の策定に向け、地域環境や学校敷地の特性等を考慮し、多様な学習活動に対応する指導が可能な学校施設整備の在り方のほか、この後に策定を進める基本設計に反映する事項等について検討するため、調布市立染地小学校施設整備検討委員会（以下「委員会」という。）を置く。

第2 所掌事項

委員会は、基本構想の策定に向けて、次の各号に掲げる事項について検討し、その結果を調布市教育委員会教育長（以下「教育長」という。）に報告する。

- (1) 基本構想に関すること。
- (2) 染地小学校の教育環境の整備に関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、教育長が必要と認める事項に関すること。

第3 組織

委員会は、教育長が依頼し、又は任命する次の各号に掲げる者20人以内をもって組織する。

- (1) 染地小学校の学校長
- (2) 染地小学校に関わる職員等
- (3) 染地小学校に在籍する児童の保護者代表
- (4) 市長部局の職員
- (5) 教育委員会事務局の職員
- (6) 前各号に掲げるもののほか、教育長が必要と認める者

第4 任期

委員の任期は、教育長が依頼し、又は任命した日から、基本構想の検討結果を教育長に報告する日までとする。

第5 委員長及び副委員長

委員会に委員長及び副委員長を置く。

2 委員長は委員のうちから互選で定め、副委員長は委員長の指名による。

3 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

第6 招集等

委員会は、委員長が招集する。

2 委員会は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

第7 意見の聴収等

委員長は、委員会の運営上必要があると認めたときは、委員以外の者を委員会に出席させ、その意見を聴き、又は、委員以外の者から資料の提出を求めることができる。

第8 庶務

委員会の庶務は、教育部教育総務課において処理する。

第9 雑則

この要綱に定めるもののほか必要な事項は、委員長が別に定める。

附則

この要綱は、令和6年8月5日から施行する。